



西洋史特殊Ⅱ

——近世ヨーロッパの
宗教・政治・社会——

野々瀬 浩司

はじめに

「西洋史特殊Ⅱ」では、16・17世紀を中心とした近世ヨーロッパにおける宗教・政治・社会の歴史を考察する。近世（近代初期 = early modern）という時代には、ヨーロッパ各地で社会的な流動化がより一層進展し、カトリック教会の権威が揺らぎ、徐々に主権国家や絶対主義体制が形成されていったが、しかしながら旧来の身分制的な社会秩序は依然として存続していた。つまりこの時代には、中世からの伝統的なものを引き継いだ歴史の連続面と、それを断ち切って近現代へと繋がる新しいもの（断絶面）とが共存していたのである。中世後期になると、封建社会では支配的であった幾つかの原理は衰退し、普遍的な権威や権力を持っていた教皇と皇帝の地位は次第に低下し、カトリック教会を中心とした普遍的支配秩序は根底から動揺し始めた。近世ヨーロッパにおいてルネサンス、宗教改革、宗教戦争、絶対主義を経て、各地で宗教と政治・社会との関係は、修道院の廃止、聖職者の特権の削減ないしは廃止、教会裁判権の縮小、施療院のような社会福祉施設の変質などに見られるように、著しく変化したのである。また宗教改革によって宗派分裂が決定的になると、他宗派や他宗教に対する寛容と不寛容の問題が深刻化し、宗派間の対立や摩擦は頻発し、さらには大規模な宗教戦争が勃発した。このように現代ヨーロッパ社会が抱える諸問題の背景や起源を理解する上でも、近世ヨーロッパ史を学ぶ意義は非常に大きい。「西洋史特殊Ⅱ」では、基本的には幅広い地域を対象とするが、とりわけドイツ・フランス・イングランド・スイス・オーストリア・スペイン・イタリア・オランダなどの西ヨーロッパの諸地域を中心に言及したい。本論に入る前に、これから考察する近世という時代の特徴を、中世と対比しながら、（1）政治・国制・法・軍事、（2）経済・社会、（3）宗教・思想・文化に分けて概観的に簡単に整理する。

(1) 政治・国制・法・軍事

近世と比較して中世の封建社会では、地方の貴族・聖界領主（修道院や教会など）・都市国家の権限が相対的に強く、その基本的な政治構造は地方分権的であった。確かに中世の国王は、封建領主として比較的強大な権力や広い所領を持っていたが、それに対抗できるほどの勢力を持っていた有力な聖俗諸侯や大貴族も存在していた。しかし中世末から近世にかけて勃発した戦争・内乱・紛争・フェーデや農民反乱・民衆蜂起（ワットタイラーの乱、ジャクリーの乱、ブントシュエの争乱、貧しきコンラートの乱、ドイツ農民戦争）などの影響を受けて、封建貴族や聖界領主の勢力は著しく弱体化し始めた。特に社会的に零落した中下級貴族の中には、各地で様々な乱暴狼藉を働く盗賊騎士（Raubritter）となる者も登場したのである。近世になると、そのような中間支配層の衰退に加えて、国王や有力諸侯による封建的な諸権限の集積・拡充、直轄領の拡大、官僚制の整備、法の統一化、新しい税制の導入などの中央集権化が、一層進展した事例が多く見られる。基本的に中世では、封建的な契約関係に基づく「人的結合国家」（Personenverbandsstaat）という側面が主流であり、しばしば封建領主の所領は各地に点在していた。それに対して、近世には固定した領土を持った「制度的な領域国家」（institutioneller Flächenstaat）が次第に形成された。中世末になると多くの中小の貴族たちは、地方にあった独自の所領を喪失し、国王や諸侯に官吏や軍人として仕えるようになり、次第にその独立性を失っていった。

かつて国王は、明確な首都を持たず、多くの場合「巡回王権」という形で統治していた。中世において王の宮廷は各地を移動し、有力な諸侯や聖職者もしばしば国王とともに旅をした。国王が定住するための大規模な宮殿や居城の建設は、中世後期から開始されることが一般的であり、それとともに中央政府による行政機構の発達が可能となった。さらに、ヴェルサイユ宮殿やシェンブルン宮殿のような巨大で豪華な宮殿が建設されるのは、絶対主義時代以降のことであり、地方領主によって建設された中世の城には、その所領の規模や経済力の乏しさから、基本的に簡素なものが多い。

中世ヨーロッパの支配秩序の中心に位置していたのは、教皇と神聖ローマ皇帝であった。教皇は、カトリック教会内での最高位の宗教的な権威（首位権）を保持し、皇帝はその保護者として、帝国内では最上位の政治的権力を所持し、封建的主従関係において最高封主であった。両者は、楕円の二つの焦点のように、中

世世界に君臨していた。それに対して、近世になると、教皇や皇帝の権威や権力は衰退し始め、ヨーロッパに統一的であった普遍的支配秩序は大きく動揺した。そして、各地で国王や諸侯が台頭し、やがて主権国家や国民意識が形成され、西ヨーロッパ全体としては政治的に分裂し始めた。しかも中世末の皇帝マクシミリアン1世（在位1493-1519年）の時代には、皇帝位が教皇権から分離する過程が進行した。その孫のカール5世が1530年に教皇クレメンス7世によって皇帝として戴冠されたが、これがその最後の事例となった。以後皇帝は、ローマ並びに教皇権から切り離されることによって、権力の普遍性を次第に喪失することになり、ドイツ王権との融合が一層進展した。

中世では、土地の支配を承認する代わりに、主君に対する軍事奉仕の義務を負う封建的な軍隊が主流であったが、近世には、金銭的な契約関係によって決められた期間内で雇用された傭兵が活躍した。密集長槍部隊が形成されたり、鉄砲や大砲などの火器が発達したりしたことは、騎士を中心とした封建的な軍事制度を衰退させ、主に農民や市民で構成された傭兵制度の発展を促した。常備軍の本格的な開始は、絶対主義的な政治体制が整備され始めた頃からであるが、アメリカ



図1 デューラー「皇帝マクシミリアン1世」



図2 ニコラス・ボーゲンペルク「カール5世のボローニャ戴冠行進」

独立戦争期やフランス革命期にも傭兵制は存続していた。恒常的に軍隊を維持する常備軍（*stehendes Heer, standing army*）制度は、近代初期の国王や諸侯にとって財政的な負担が重く、まだ十分にはそれは導入されていなかった。絶対主義体制の確立と全国的な徴税制度の整備に応じて、傭兵から常備軍への移行が漸次進展した。

中世のゲルマン的な法理解によれば、慣習法と実定法の区別は明瞭ではなく、法は神聖でその古さゆえに善だとされた。このような慣習法としての「古き良き法」には、ドイツでは地域差があり、その内実は多様であった。基本的に「古き良き法」は、地方領主の権限や村落共同体の自治を認めるものであったので、近世に国王や諸侯の中央集権化が進展すると、それを克服する必要性が生じた。彼らは領内を統一的な成文法によって統治することを志向し、しばしば古代のローマ法を導入し、庶民の抱いていた慣習法を否定し始めた。

中世の聖職者たちは、基本的には教会法（カノン法）と教会裁判権に従属し、世俗の法や世俗の裁判権からは比較的自由な特権的な地位にあった。また、聖職者たちは、多くの場合に軍役の免除や免税特権などを所持し、聖書を解釈する権限も独占していた。教会裁判権と世俗裁判権との間の境界線は、時代とともに変化してきたが、近世になると、そのような教会裁判権や聖職者の免税特権に対する批判が高まり、宗教改革の展開と絶対王政の成立過程の中で、徐々に縮小されていった。そして聖職者は、世俗の法や世俗の裁判権に従属することを次第に余儀なくされていったのである。近世になると、聖と俗、信仰と理性、教会と国家の領域を明確に区別する見方が徐々に進展し、世俗の公権力は、中世的な宗教的な承認から少しずつ脱却し始め、教会や聖職者の政治的権限や特権を削減する政策を実施したのである。

中世ヨーロッパにおいて貴族や騎士たちは、紛争解決のための自力救済（フェーデ）の権利を持っていた。今日の民事訴訟や刑事訴訟に該当する案件が生じた場合に、貴族たちはしばしば裁判制度を利用するだけでなく、自分やその親戚に損害を加えた相手に対して、自ら武装して私闘を試みた。それは、一対一の決闘の場合もあったが、集団による大規模な戦闘に発展することもあった。近世に王権や諸侯の権力が強化されると、裁判制度が整備され、国王による刑罰権や裁判権の独占が徐々に進展し、自力救済（私闘）は平和や社会秩序を乱すものとして否定され始めた。また中世から続いた贖宥と結びついた十字軍のような聖戦思

想は、宗教改革によって原理的に否定されたが、1640年代後半まで宗教戦争は多発していた。ルターは、戦争の目的を国土の防衛という世俗的なものに限定しようとした。なお30年戦争やピューリタン革命以降、戦争の世俗化が進行し、西ヨーロッパ（スイスをのぞいて）では宗教戦争はほぼ消滅する。

（2）経済・社会

領主直営地（Herrenland）と農民保有地（Bauernhof）で構成されていた古典荘園制は、中世盛期以降に大幅に変質した。西ヨーロッパでは領主直営地が多く地域で消滅し、農民保有地のみで構成される地代荘園制が形成された。それと同時に農民の土地保有状況が改善され、長期的に農民に耕作する権利が認められ、世襲保有地や農民所有地などが現れた。14・15世紀に発生した大幅な人口減少と深刻な農業危機に直面して、穀物価格の下落にともなう地代収入の減少によって、中小の領主層の衰退が散見された。中世末に封建反動として農奴制（Leibeigenschaft）が強化された地域も見られたが、英仏などの西ヨーロッパでは一般的に徐々に農奴解放が進展した。それに対して、エルベ川以東の地域では、基本的に農奴制が強化され、再版農奴制という形態で農民の隷属化が進展した。中世中期に、農村において人口増加と土地の集約的な経営の必要性から共同体が形成され、村の自律性が高まった。共同体集会は、村の最高議決機関であり、村の規約を制定し、役員を選出した。共同体の構成員は、原理的に平等であったが、村の中で十全な政治的な権限を持つのは基本的に家父（Hausvater）のみであった。近世に王権や諸侯の中央集権化が進むと、村落共同体の自治は侵害され、村落裁判や村長選出の際に介入された。

中世初期においてヨーロッパの多くの地域では、貨幣経済があまり進展してはいなかった。中世中期に農業生産が飛躍的に上昇し、人口が増大し、手工業従事者が増え、貨幣経済や市場が発達すると、各地に多くの都市が形成された。その中では、ドイツの帝国都市やイタリアの有力都市のように、十分な自由と自治を享受し、ほぼ政治的に独立した都市国家に発展した例も見られた。各地で都市の共同体的な文化が発展し、「コミューン運動」やツunft闘争などの共同体を基盤とする民主化運動が展開されたが、その中には、手工業者が政治に参加できるような民主的な体制が確立された事例が認められる。しかし、中世末に市内で貧富の格差が顕著になると、次第に共同体的な連帯意識が衰退し、階級間の対立や

緊張も高まっていった。中世後期に都市共同体は、聖なる信仰共同体意識とも重なることが多かった。ドイツでは、16世紀中頃のシュマルカルデン戦争期に、都市の共同体的な文化は、皇帝カール5世によって徹底的に破壊され、ツンフト体制都市は寡頭制的な支配体制に推移していった。中世後期には、大都市を中心に初期資本主義的な経済が形成され、フッガー家やメディチ家のように各地で巨大な商人が出現し、その中には、王権との癒着によって特許状を獲得し、独占的な交易に従事したものが現れた。

(3) 宗教・思想・文化

中世ヨーロッパでは、教会文化と密接に結びついていた普遍的なラテン語文化が支配的であったが、近世になると俗語（英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語など）文化が発展した。近世に主権国家が俗語を公用語に採用して、ラテン語を排除する動きを見せ、徐々にラテン語の衰退が始まった。それと同時に、活版印刷術の普及によって庶民の識字率が上昇し、俗語の文法書や辞典・俗語訳の聖書が公刊されて、豊かな俗語文化が形成されていった。なお、中世ではラテン語訳聖書の影響力が支配的であり、俗語訳聖書は基本的には公的に認められていなかった。このような俗語の発展にともない、中世カトリック教会によって形成された統一的なキリスト教世界観から、近世には民族意識や分離主義の萌芽が成立し始めた。

中世ヨーロッパでは因襲や慣習などを、過去に行われてきたという理由だけで、何も吟味せずに将来に向かって思考と行動の倫理的基準とする伝統主義や、占星術、聖人崇拝、聖遺物崇拝、神秘主義、迷信、神話などを重んじる呪術信仰が支配的であったが、近世になると、都市を中心に合理主義が次第に形成され始めた。合理的な人間は、目的と手段との関係を分析的に考察して、その手段の選択に際してよりの確な拠り所となるものに対する正確な明晰力を持ち始めた。ルネサンスや宗教改革を通じて形成された合理主義や批判的精神が、科学技術の発展を促進した。

中世カトリック教会ではまず教会に所属することが、救いの前提とされた。そしてその教義によれば、形式的に礼拝に参加することが大切であり、信仰の内実よりも儀礼、制度、組織、所属原理が重視された。16世紀の宗教改革によって、信仰の個人主義化や内面化が進展した。例えばルターの信仰義認論によって、教

会に属することよりも、いかに神を信じているかが重視され、信仰の内実が救いの前提となった。結果として、教会の文化・伝統・慣習から個人の内面を自由にした。ルターの神学によって、一般信徒が直接聖書に触れ、それを解釈することが容認された。宗教改革は教会とその伝統を媒介することなく、信仰を形成する契機を提供し、結果として神と人間との関係における直接性を回復し始めた。中世カトリックでは世俗から離れて、修道院の中で特別に神に奉仕すること（世俗外禁欲）が理想であり、世俗の労働はそれよりも卑しいものとされていた。また中世には清貧の思想があり、高利貸しな



図3 レンブラント「自画像」(1669年)

どの法外な金儲けに対しては原則上否定的であった。それに対して近世には、現世の職業労働の宗教的聖化が進展した。ルターの聖書翻訳（ドイツ語の *Beruf*, 英語の *calling*）を通じて、天職の思想が広まり、特別に聖職者にならなくても、一般の人々が神に与えられた職業に熱心に従事することが、救済に繋がった。職業に関してプロテスタントの指導者が、聖職者と俗人との間に上下関係や差別を否定し、神の前の平等を説いたので、労働自体が自己目的となった（世俗内禁欲 *innerweltliche Askese*）。またカルヴァンの予定説によって、蓄財が肯定され、一生懸命に労働することが奨励され、その結果として資本主義の精神が芽生え始めた。

中世ヨーロッパに残された「自画像」や「自叙伝」は比較的少なく、当時の人々は、近代人のように自己を孤立した「個人」として意識することはほとんどなかった。中世では1人の人間にとっては、自律的で独立した自由な個人意識よりも、特定の共同体や仲間団体などの集団に所属する1人の構成員という意識の方が強かった。それに対して、近世になるにつれて、豊かな都市文化が発達し、ルネサンスや宗教改革を経て、徐々に近代的な「個人」意識に類したものが形成され、自分自身を他者として内面的に考察する「自画像」や「自叙伝」がより多く現れるようになった。さらにエラスムスのように、自己の出自や地域文化から

相対的に自由な「世界市民意識」を持つ者も現れてきた。

本書では、近世ヨーロッパ史を、ルネサンス、宗教改革、宗教戦争、絶対主義、ピューリタン革命という五つの部分に分けて叙述する。ルネサンスを中世末の出来事として位置づけるか、あるいは近世の初めに置くのかについては議論の余地があるが、ルネサンスを無視して近世という時代を特徴づけることは困難であるので、このような構成をとることとした。

目次

はじめに i

第1章 ルネサンスとその影響———1

- 第1節 イタリア・ルネサンス 1
- 第2節 北方ルネサンスと三大発明 14

第2章 宗教改革と近代社会の形成———25

- 第1節 ドイツの宗教改革とルター派の拡大 25
- 第2節 騎士戦争とドイツ農民戦争 42
- 第3節 スイスの宗教改革と諸分派 56
- 第4節 プリテン諸島の宗教改革 70
- 第5節 対抗宗教改革（Counter-Reformation） 82

第3章 キリスト教の戦争観と近世における宗教戦争———93

- 第1節 キリスト教的な戦争観の変遷と宗教改革 93
- 第2節 シュマルカルデン戦争と「アウクスブルク宗教平和」 104
- 第3節 ユグノー戦争と「ナント王令」 114
- 補論1 フィリップ・アリエス著『子供の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活—』について 126
- 第4節 30年戦争と「ウェストファリア条約」 128
- 第5節 西洋における宗教的寛容思想の変遷について 140

第4章 絶対主義の時代と主権国家の形成———155

- 第1節 絶対主義の特質 155
- 第2節 スペインの絶対主義 163
- 補論2 フェルナン・ブローデル著『地中海』について 179
- 第3節 ポルトガルの絶対主義 181
- 第4節 80年戦争とオランダ共和国の発展 182
- 補論3 ウォーラーステインの「近代世界システム論」について 192

第5節	イングランドの絶対主義	194
第6節	フランスの絶対主義	204
補論4	近世におけるフランス語の役割の変化	215

第5章 ピューリタン革命と絶対主義の終焉—————219

補論5	魔女狩りの歴史について	234
-----	-------------	-----

おわりに 243

文献目録	247
図版出典一覧	259
索引	267